



Nomura Research Institute Group



2019年6月18日

各位

会社名 株式会社 野村総合研究所  
(コード:4307 東証第一部)  
代表者名 代表取締役社長 此本臣吾

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は本日付の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下「会社法」という。）第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」という。）を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

(注) 当社が2019年4月25日に公表した「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2019年6月30日を基準日、2019年7月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式の分割を行うこと（以下「本株式分割」という。）を決議しています。本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」という。）の開始日は、本株式分割の効力発生日と同日の2019年7月1日を予定しており、本公開買付けは本株式分割により増加する株券等も買付け等の対象にしています。

記

### 1. 買付け等の目的

当社は、事業の継続的な拡大を通じて企業価値を向上させていくことを経営の目標としています。

経営指標としては、事業の収益力を表す営業利益及び営業キャッシュ・フローを重視し、これらの拡大を目指しています。また、資本効率の観点からは、自己資本利益率（ROE）を重視し、1株当たり当期純利益（EPS）の成長を通じた持続的な株主価値の向上に努めています。そして、配当方針については、中長期的な事業発展のための内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続することを基本とし、連結配当性向35%を目安に、事業収益及びキャッシュ・フローの状況等を勘案して決定することとしています。

また、資本効率の向上、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として自己株式の取得を行うことがあります。実際に、最近3事業年度においては、市場買付けにより、2017年3月期に100億円、2018年3月期に500億円、2019年3月期に300億円の自己株式の取得を実施しており、2019年3月期における最近5年間の株主総利回り（TSR：Total Shareholder Return）は200.9%となっています。

なお、株主に対しては、その権利が実質的に担保されるよう適切な対応を行うとともに、実質的な平等性を確保することで株主の利益を尊重することを、当社のNRIコーポレートガバナンス・ガイドラインに定めています。また、当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めています。これは、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応して機動的な資本政策を遂行するためのものです。

このような当社の資本政策の方針の下、当社は、かねてより資本政策の一環として自己株式の取得を行っており、また継続的にも自己株式の取得を含む資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元の見地については検討していたところ、2019年5月下旬、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当する野村ホールディングス株式会社（以下「野村HD」という。なお、野村HDは、本日現在、当社普

通株式 69,438,270 株（本株式分割の効力発生後においては 208,314,810 株、発行済株式総数 251,260,000 株（本株式分割の効力発生後においては 753,780,000 株）に対する割合（以下「保有割合」という。）：27.64%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じ。）を直接保有しており、野村 HD の完全子会社である野村ファシリティーズ株式会社を通じて、当社普通株式 22,506,000 株（本株式分割の効力発生後においては 67,518,000 株、保有割合：8.96%）を間接保有しており、合計で当社普通株式 91,944,270 株（本株式分割の効力発生後においては 275,832,810 株、保有割合：36.59%）を保有しています。）より、その保有する当社普通株式の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。

野村 HD からの売却意向を受けて、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合の当社普通株式の市場株価に与える影響や、当社がかねてより資本政策の一環として自己株式の取得を行っており、また継続的に、自己株式の取得による資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を機会をうかがっていたこと、並びに当社の財務状況等を踏まえ、直ちに、当該株式を取得することについての具体的な検討を開始しました。また、野村 HD がその保有する当社普通株式の一部を売却し、野村 HD の保有割合が低下することの是非についても併せて検討を開始しました。

当社は、2019 年 6 月中旬にかけて十分に検討を重ねた結果、当社が当該株式を取得することは、当社の ROE や EPS の向上などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながることに至るとの結論に至り、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、株主の皆様が市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの手法が最も適切であると判断しました。

なお、本公開買付けにおける 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」という。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断しました。また、野村 HD の保有割合の低下が、より一層の経営の独立性の向上につながるものと考えました。

そこで当社は、2019 年 6 月中旬に、野村 HD に対し、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）市場第一部における当社普通株式の市場価格に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について提案し、本公開買付けの具体的な条件について、野村 HD と協議しました。

当該協議を踏まえ、当社は、2019 年 6 月 17 日に、本日の前営業日である 2019 年 6 月 17 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格に対して 10%程度のディスカウントとなる価格に、本株式分割の効力を勘案し 3 で除した価格を本公開買付け価格とする本公開買付けの実施について、野村 HD へ連絡したところ、本日、野村 HD より、当該条件にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合、野村 HD が保有する当社普通株式の一部（本株式分割の効力発生後における 101,910,700 株（本株式分割の効力発生前においては 33,970,233 株（1 株未満を切捨）、保有割合：13.52%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、本日付の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定に基づき、本株式分割の効力発生後における 101,910,800 株（本株式分割の効力発生前においては 33,970,266 株（1 株未満を切捨）、保有割合：13.52%）を上限として自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、本公開買付けにおける買付予定数については本株式分割の効力発生後における 101,910,700 株（本株式分割の効力発生前においては 33,970,233 株（1 株未満を切捨））を上限とすること、また本公開買付け価格を本日の前営業日である 2019 年 6 月 17 日の終値である 5,200 円に対して 9.42%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じ。）のディスカウントを行った価格である 4,710 円（円未満を四捨五入）に、本株式分割の効力を勘案し 3 で除した 1,570 円とすることを決議しました。

なお、当該取締役会の決議は、当社の取締役全員である 7 名（独立社外取締役 3 名を含む。）の全員一致により行っています。

また、本公開買付けにおいて、応募株券等（本公開買付けに応募された株券等をいい、以下同じ。）の数の合計が買付予定数を上回った場合にはあん分比例の方式による買付けとなり、当社は野村 HD が応募す

る旨の意向を表明している本株式分割の効力発生後における当社普通株式 101,910,700 株（本株式分割の効力発生前においては 33,970,233 株（1 株未満を切捨））のうちの一部の買付けを行うこととなりますが、野村 HD からは、①本公開買付けに応募しない、野村 HD が直接保有する本株式分割の効力発生後における当社普通株式 106,404,110 株（本株式分割の効力発生前においては 35,468,036 株（1 株未満を切捨）、保有割合：14.12%）及び野村 HD の完全子会社である野村ファシリティーズ株式会社を通じて間接保有する本株式分割の効力発生後における当社普通株式 67,518,000 株（本株式分割の効力発生前においては 22,506,000 株、保有割合：8.96%）の合計 173,922,110 株（本株式分割の効力発生前においては 57,974,036 株（1 株未満を切捨）、保有割合：23.07%）、並びに②あん分比例の方式による買付けとなった結果、当社による買付け等が行われなかった一部の株式については、本日現在において、引き続き保有する意向である旨の回答を得ています。なお、野村 HD との取引の条件は、システム開発・製品販売及び運用サービス等に係る費用を勘案の上交渉し、一般的取引条件と同様に決定しているため、野村 HD の保有割合が低下した場合においても、当社の業績には直接的な影響はないものと考えています。

本公開買付けに要する資金については、株式会社三菱 UFJ 銀行から 1,000 億円の借入れによる調達（なお、借入枠は 1,200 億円と設定されています。）及び自己資金により充当する予定です。その場合でも、2019 年 3 月 31 日現在における当社の連結ベースの現金及び預金の残高は 124,773 百万円であり、また当社の事業から生み出されるキャッシュ・フロー（2019 年 3 月期における営業活動による連結キャッシュ・フローは 56,349 百万円）の積み上げにより、現状の設備投資計画や配当方針に影響を与えることなく返済が可能と考えており、さらに、資金需要が生じた場合においても対応できる水準の借入余力は確保していること（2019 年 3 月 31 日現在における連結ベースの純資産額は 425,032 百万円、自己資本比率は 67.1%）から、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できるものと考えています。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	101,910,800 株（上限）	159,999,956,000 円（上限）

- (注) 1. 発行済株式総数は 251,260,000 株（本日現在。なお、本株式分割の効力発生後の発行済株式総数は 753,780,000 株）です。
2. 公開買付け期間の開始日は本株式分割の効力発生日と同日（2019 年 7 月 1 日を予定）であるため、取得する株式の総数は、本株式分割の効力発生後の株式数（本株式分割の効力発生前においては 33,970,266 株（1 株未満を切捨））を設定しています。
3. 取得する株式の総数の本株式分割の効力発生後の発行済株式総数に占める割合は、13.52%です（小数点以下第三位を四捨五入）。
4. 取得することができる期間は 2019 年 7 月 1 日から 2019 年 8 月 30 日までです。

### (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

### 3. 買付け等の概要

#### (1) 日程等

① 取締役会決議日	2019年6月18日(火曜日)
② 公開買付開始公告日	2019年7月1日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス) <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a>
③ 公開買付届出書提出日	2019年7月1日(月曜日)
④ 買付け等の期間	2019年7月1日(月曜日)から 2019年7月29日(月曜日)まで(20営業日)

#### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,570円

#### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断しました。

そこで当社は、2019年6月中旬に、野村HDに対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について提案し、本公開買付けの具体的な条件について、野村HDと協議しました。

当該協議を踏まえ、当社は、2019年6月17日に、本日の前営業日である2019年6月17日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格に対して10%程度のディスカウントとなる価格に、本株式分割の効力を勘案し3で除した価格を本公開買付価格とする本公開買付けの実施について、野村HDへ連絡したところ、本日、野村HDより、当該条件にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合、野村HDが保有する当社普通株式の一部(本株式分割の効力発生後における101,910,700株(本株式分割の効力発生前においては33,970,233株(1株未満を切捨))、保有割合:13.52%)について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ました。

本公開買付価格である1,570円に相当する本株式分割の効力発生前の当社普通株式1株当たり価格に換算した買付け等の価格4,710円は、本公開買付け実施の決議日である本日の前営業日である2019年6月17日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値5,200円に対して9.42%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値5,324円(円未満切捨)に対して11.53%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値5,218円(円未満切捨)に対して9.74%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値4,845円(円未満切捨)に対して2.79%それぞれディスカウントを行った価格となっています。

##### ② 算定の経緯

当社は、事業の継続的な拡大を通じて企業価値を向上させていくことを経営の目標としています。

経営指標としては、事業の収益力を表す営業利益及び営業キャッシュ・フローを重視し、これらの拡大を目指しています。また、資本効率の観点からは、ROEを重視し、EPSの成長を通じた持続的な株主価値の向上に努めています。そして、配当方針については、中長期的な事業発展のための内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続することを基本とし、連結配当性向35%を目安に、事業収益及びキャッシュ・フローの状況等を勘案して決定することとしています。

また、資本効率の向上、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として自己株式の取得を行うことがあります。実際に、最近3事業年度においては、市場買付けにより、2017年3月期に100億円、2018年3月期に500億円、2019年3月期に300億円の自己株式の取得を実施しており、2019年3月期における最近5年間のTSRは200.9%となっています。

なお、株主に対しては、その権利が実質的に担保されるよう適切な対応を行うとともに、実質的な平

等性を確保することで株主の利益を尊重することを、当社の NRI コーポレートガバナンス・ガイドラインに定めています。また、当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めています。これは、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応して機動的な資本政策を遂行するためのものです。

このような当社の資本政策の方針の下、当社は、かねてより資本政策の一環として自己株式の取得を行っており、また継続的にも自己株式の取得を含む資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元の機会については検討していたところ、2019 年 5 月下旬、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当する野村 HD（なお、野村 HD は、本日現在、当社普通株式 69,438,270 株（本株式分割の効力発生後においては 208,314,810 株、保有割合：27.64%）を直接保有しており、野村 HD の完全子会社である野村ファシリティーズ株式会社を通じて、当社普通株式 22,506,000 株（本株式分割の効力発生後においては 67,518,000 株、保有割合：8.96%）を間接保有しており、合計で当社普通株式 91,944,270 株（本株式分割の効力発生後においては 275,832,810 株、保有割合：36.59%）を保有しています。）より、その保有する当社普通株式の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。

野村 HD からの売却意向を受けて、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合の当社普通株式の市場株価に与える影響や、当社がかねてより資本政策の一環として自己株式の取得を行っており、また継続的に、自己株式の取得による資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元の機会をうかがっていたこと、並びに当社の財務状況等を踏まえ、直ちに、当該株式を取得することについての具体的な検討を開始しました。また、野村 HD がその保有する当社普通株式の一部を売却し、野村 HD の保有割合が低下することの是非についても併せて検討を開始しました。

当社は、2019 年 6 月中旬にかけて十分に検討を重ねた結果、当社が当該株式を取得することは、当社の ROE や EPS の向上などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるようになるとの結論に至り、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、株主の皆様が市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの手法が最も適切であると判断しました。

なお、本公開買付け価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断しました。また、野村 HD の保有割合の低下が、より一層の経営の独立性の向上につながるものと考えました。

そこで当社は、2019 年 6 月中旬に、野村 HD に対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について提案し、本公開買付けの具体的な条件について、野村 HD と協議しました。

当該協議を踏まえ、当社は、2019 年 6 月 17 日に、本日の前営業日である 2019 年 6 月 17 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格に対して 10%程度のディスカウントとなる価格に、本株式分割の効力を勘案し 3 で除した価格を本公開買付けとする本公開買付けの実施について、野村 HD へ連絡したところ、本日、野村 HD より、当該条件にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合、野村 HD が保有する当社普通株式の一部（本株式分割の効力発生後における 101,910,700 株（本株式分割の効力発生前においては 33,970,233 株（1 株未満を切捨））、保有割合：13.52%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、本日付の取締役会において、本公開買付け価格を本日の前営業日である 2019 年 6 月 17 日の終値である 5,200 円に対して 9.42%のディスカウントを行った価格である 4,710 円（円未満を四捨五入）に、本株式分割の効力を勘案し 3 で除した 1,570 円とすることを決議しました。

なお、当該取締役会の決議は、当社の取締役全員である 7 名（独立社外取締役 3 名を含む。）の全員一致により行っています。

#### (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	101,910,700 株	- 株	101,910,700 株

- (注) 1. 公開買付期間の開始日は本株式分割の効力発生日と同日（2019年7月1日を予定）であるため、買付予定数は、本株式分割の効力発生後の株式数（本株式分割の効力発生前においては 33,970,233 株（1 株未満を切捨））を設定しています。
2. 応募株券等の総数が買付予定数（101,910,700 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（101,910,700 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。以下「法」という。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含む。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
3. 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

#### (5) 買付け等に要する資金

160,042,099,000 円

- (注) 買付予定数（101,910,700 株）をすべて買付けた場合の買付代金（159,999,799,000 円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

#### (6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
(公開買付代理人)

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号

- ② 決済の開始日

2019 年 8 月 21 日（水曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」という。（外国の居住者である株主（法人株主を含む。以下「外国人株主」という。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額（注）は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

- (注) 本公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

- (イ) 個人株主の場合

- (i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額、以下同じ。）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1 株当たりの買付価格が当社の 1 株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1 株当たりの買付価格が当社の 1 株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」という。）15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません）。但し、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含む。）第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」という。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」という。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等（それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主（法人株主も含む。）を指す。）のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、2019年7月29日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（2019年8月20日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

## (7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当

該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ② 当社は野村 HD より、2019 年 6 月 18 日に、本公開買付けに野村 HD が保有する当社普通株式の一部（本株式分割の効力発生後における 101,910,700 株（本株式分割の効力発生前においては 33,970,233 株（1 株未満を切捨））、保有割合：13.52%）を応募する意向を受けています。また、野村 HD からは、①本公開買付けに応募しない、野村 HD が直接保有する本株式分割の効力発生後における当社普通株式 106,404,110 株（本株式分割の効力発生前においては 35,468,036 株（1 株未満を切捨））、保有割合：14.12%）及び野村 HD の完全子会社である野村ファシリティーズ株式会社を通じて間接保有する本株式分割の効力発生後における当社普通株式 67,518,000 株（本株式分割の効力発生前においては 22,506,000 株、保有割合：8.96%）の合計 173,922,110 株（本株式分割の効力発生前においては 57,974,036 株（1 株未満を切捨））、保有割合：23.07%）、並びに②あん分比例の方式による買付けとなった結果、当社による買付け等が行われなかった一部の株式については、本日現在において、引き続き保有する意向である旨の回答を得ています。

**（参考）2019 年 6 月 18 日時点の保有自己株式数**

発行済株式総数（自己株式を除く。） 234,548,065 株

自己株式数 16,711,935 株

- （注）1. 自己株式数には、2019 年 6 月 1 日以降の新株予約権行使及び単元未満買取による変動は反映していません。  
2. 自己株式には、NRI グループ社員持株会専用信託が保有する当社株式を含めていません。

以上

**【本件に関するお問い合わせ】**

株式会社野村総合研究所 IR 室長 藤岡邦明

TEL：03-5877-7072 E-mail：ir@nri.co.jp